

核兵器禁止条約の批准を求める意見書（案）

核兵器禁止条約は2017年7月7日、国連加盟国の3分の2にあたる122カ国の賛成により採択され、2020年10月24日に50カ国が批准し2021年1月22日に発効します。

同条約では、締約国は「あらゆる核兵器の使用がもたらす破壊的で非人道的な結末を深く憂慮」すること、「あらゆる核兵器の使用は武力紛争の際に適用される国際法の諸規則、特に国際人道法の諸原則及び諸規定に反していることを考慮」すること、ならびに核兵器使用の被害者と核実験の被害者にもたらされた「容認し難い苦しみと損害」に留意するとしています。条約は締約国に対し、核兵器の開発、実験、生産、製造、保有、貯蔵、使用、または使用の威嚇などを違法化し、核兵器に「悪の烙印」を押す画期的な国際条約です。

日本政府は、核保有国と非核国の「橋渡し」をすとの主張を持ち出し、同条約の批准を拒み続け、菅義偉首相は国会答弁で同条約に「署名する考えはない」ことを明言しています。日本政府が核兵器禁止条約に背を向け続ける態度に、被爆者をはじめ国内、国外から失望と批判の声が相次いでいます。

ノーベル平和賞を受賞した、核兵器廃絶国際キャンペーン（ICAN）のベアトリス・フィン事務局長は、「日本が（核兵器禁止条約に）加われば、世界にとてつもない衝撃を与える。その決断は、核保有国の姿勢を擁護している他の国々が核兵器を拒絶する引き金になる」と述べています。核兵器禁止を速やかに実現するうえで、唯一の戦争被爆国としての日本政府の役割が大きく問われています。

よって本議会は、日本国が核兵器禁止条約にすみやかに署名、批准することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和2年 月 日

茨城県議会議長 森田悦男

【提出先】

内閣総理大臣

外務大臣

衆議院議長

参議院議長